

令和8年度

一般競争入札による
上下水道局用地（自動販売機設置）
一時貸付けの入札説明書



川崎市上下水道局総務部管財課

令和8年5月

目 次

◇ 令和8年度 一般競争入札による上下水道局用地（自動販売機設置） 一時貸付けの入札説明書	
	ページ
◇ 趣旨	1
1 一般競争入札に付する事項	1
2 一般競争入札参加資格に関する事項	2
3 契約上の条件	2
4 入札説明書及び一般競争入札参加申込書等の交付	5
5 一般競争入札参加申込みに必要な書類	5
6 一般競争入札参加申込方法等	6
7 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付	6
8 入札保証金	6
9 一般競争入札参加資格の喪失	7
10 入札及び開札の日時、場所	7
11 入札手続等	7
12 契約手続等	8
13 貸付金額の納入期限日等	9
14 自動販売機に係る電気料金相当額の負担	10
15 その他	11
◇ 関係法令等	12～17
◇ 上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付契約書（案）	18～28
◇ 貸付所在地（自動販売機設置）一覧	29
◇ 契約金額内訳書	30
◇ 一般競争入札参加申込書	31
◇ 同意書	32
◇ 委任状・使用印鑑届	33
◇ 入札保証金返還請求書	34
◇ 一般競争入札（当日に来庁される方）に関する委任状	35
◇ 入札書	36
◇ 入札会場案内図	37

入札説明書

趣旨

川崎市（上下水道局）は、水道料金及び下水道使用料以外の収入確保を目的として、行政財産の有効活用を推進しています。本件は、自動販売機設置の一時貸付けを活用策の一環として、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5の規定に基づき、貸付期間中継続して、自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置して運営する事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行う法人（借受人）との間に自動販売機設置場所の一時貸付契約を締結するものです。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付け

(2) 一時貸付物件名及び貸付所在地並びに台数

一時貸付物件名	貸付所在地	台数	別紙
物件番号Ⅲ	川崎市幸区南加瀬4丁目40 ほか	2台	別紙1

(3) 契約期間

各物件の契約期間は、次のとおりです。

物件番号Ⅲ	契約日から令和13年9月30日
-------	-----------------

(4) 貸付期間

各物件の貸付期間は次のとおりです。

原則として貸付期間の延長はありません。

物件番号Ⅲ	令和8年10月1日から令和13年9月30日
-------	-----------------------

(5) 最低貸付料

各物件の最低貸付料は次のとおりです。

一時貸付物件	貸付期間	最低貸付料
物件番号Ⅲ	60箇月	150,000円

(6) 入札日程等

「令和8年度 上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付け」の日程は、次のとおりです。

項目	日程
入札説明書の交付	令和8年5月18日（月）から（WEBサイトからのダウンロード）
申込受付期間	令和8年6月8日（月）から令和8年6月23日（火）まで
入札参加資格確認通知書の交付	令和8年7月14日（火）
入札保証金納期限	令和8年8月3日（月）

入札及び開札	令和8年8月 4日 (火)
契約の締結期限	令和8年9月15日 (火)

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望される方は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 地方公営企業法施行令第26条の5により、貸付けが認められている法人であること。
- (4) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (5) 入札参加申込に必要な書類を提出すること。（「5 一般競争入札参加申込みに必要な書類」を参照）
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (9) その他法令等の規定により、川崎市（上下水道局）との間で上下水道局用地（自動販売機設置）の一時貸付契約が出来ない者でないこと。

3 契約上の条件

(1) 貸付契約の内容

本件の一時貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法施行令第26条の5の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 一時貸付物件の指定用途

借受人は、「令和8年度一般競争入札による上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付けの入札説明書（以下「入札説明書」という。）」に定める条件及びその他法令等を遵守し、一時貸付物件を自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。また、借受人は、自動販売機設置運営事業を貸付期間中継続して行わなければなりません。

(3) 禁止事項

- ア 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。
- イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産を管理する者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。)
- ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。
- エ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

カ 自動販売機で酒類又はその類似品を販売すること。

(4) 資料の提出等

川崎市（上下水道局）が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は一時貸付物件を第三者に転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、川崎市（上下水道局）は借受人に対して資料等の提出又は報告を求めることがあります。また、川崎市（上下水道局）は借受人に対して、必要に応じて売上実績（販売本数及び売上金額等）の報告を求めることがあります。この場合、借受人は必ず川崎市（上下水道局）に報告しなければなりません。

なお、川崎市（上下水道局）が、当該売上実績について、市有財産の有効利用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

(5) 一時貸付物件の引き渡し及び返還等

ア 一時貸付物件は、貸付期間の初日に引き渡しを行います。

イ 一時貸付物件は、貸付期間の満了時においては、借受人は上下水道局用地（自動販売機設置）を原状回復して返還しなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に借受人が引き続き同じ一時貸付物件を使用できることが明らかとなった場合においては、当該一時貸付物件を原状に回復することなく使用することができます。

なお、原状に回復するとは、上下水道局用地の外周フェンスの復旧及び自動販売機設置運営事業に係る工作物等の撤去等をいいます。

ウ 貸付期間満了後も川崎市（上下水道局）が一時貸付物件を自動販売機設置運営事業のために貸し付ける場合において、当該期間に係る借受人（旧借受人）、川崎市、落札者（新借受人）との間に協議が成立したときは、原状に回復することなく、協議によって定められた状態で引き渡しを行います。ただし、この場合においては、旧借受人が設置した工作物等に係る一切の権利及び原状回復義務を新借受人に引継ぐことを条件とします。

(6) 自動販売機及び空き容器回収ボックスの設置並びに維持管理等

ア 借受人には、自動販売機設置運営事業に係る「設置計画書」を川崎市（上下水道局）に提出していただきます。また、「設置計画書」は任意様式としますが、次の内容を必ず明記していただきます。

(ア) 自動販売機及び空き容器回収ボックスの設置位置、形式、外形寸法等

(イ) 設置する自動販売機の年間消費電力量

(ウ) 電気設備工事等を必要とする場合の施工内容及び施工日程

(エ) 自動販売機の設置日程

イ 自動販売機の設置は、上記の設置計画書に基づき実施するものとし、止むを得ない場合を除き、川崎市（上下水道局）の立会いの下に設置するものとします。ただし、貸付期間の初日が川崎市の閉庁日のため、川崎市（上下水道局）が指定する箇所においては、設置を次の開庁日以降としてください。指定する箇所の詳細は別紙をご確認ください。

なお、設置後の自動販売機について、場所等の修正が必要となった場合には、川崎市（上下水道局）の指示に従わなければなりません。

ウ 自動販売機の設置及び維持管理にあたっては、転倒防止対策等を行い、利用者、近隣住

民の安全、周辺環境の保全に十分配慮すること。

エ 空き容器回収ボックスの設置にあたっては、自動販売機に固定するなど、防風対策等を行わなければなりません。また、空き容器回収ボックスの蓋についても同様とします。

オ 設置する自動販売機の前面には、別紙貸付所在地一覧に記載する物件番号を表示するものとします。

カ 自動販売機は、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種（年間消費電力量（カタログ値）1, 131kWh/年未満のものに限る。）とすること。なお、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

キ 災害時に無電状態で自動販売機内の飲料を無料で提供できる機種（以下「災害対応機」という。）を川崎市（上下水道局）が指定する箇所には設置すること。

ク 災害対応機の開錠方法及び鍵の管理等については、川崎市（上下水道局）に鍵を2本預けるものとします。

ケ 一時貸付物件の周囲については、借受人が責任を持って除草等の維持管理に努めるものとします。ただし、除草剤等の薬品は使用することはできません。

コ 自動販売機設置運営事業に伴う工事費及び維持管理費等一切の費用は、借受人が負担するものとします。

サ 川崎市（上下水道局）の施設内に自動販売機を設置する場合の受電については、施設内の直近の分電盤から受電するための工事を借受人の費用負担によって行うものとします。

シ 上記以外の自動販売機の設置については、借受人が電力会社と需給契約を締結して使用するものとします。

なお、隣接する他の一時貸付物件において、他の事業者が自動販売機設置運営事業を実施している場合の電気工事については、別途調整してください。

ス 自動販売機の販売品の売価は、借受人が任意に設定してください。

セ 設置する自動販売機は、川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（平成7年川崎市条例第11号）その他の関係法令を遵守しなければなりません。

ソ 借受人は、上下水道施設の衛生保持及び安全確保に関して川崎市（上下水道局）の指示に必ず従わなければなりません。

タ 借受人は、自販機自主ガイドライン（清涼飲料自販機協議会・令和7年11月改定）に記載する基準の背景と目的を遵守しなければなりません。

(7) 違約金

上記(2)から(6)の条件に違反した場合は、契約金額（貸付期間中の貸付金額の総額）の100分の30に相当する額を違約金として川崎市（上下水道局）に支払わなければなりません。

4 入札説明書及び一般競争入札参加申込書等の交付

WEBサイトからダウンロードいただく方法となります。(窓口での交付は行っておりません。)

(1) 交付期間

令和8年5月18日(月)から

(2) 掲載場所

川崎市上下水道局サイトトップページ>事業者の方へ>お知らせ>入札・契約情報>令和8年度一般競争入札による上下水道局用地(自動販売機設置)一時貸付けについて

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

(1) 一般競争入札参加申込書(入札説明書31ページ)

(2) 神奈川県警察本部に照会することの同意書(入札説明書32ページ)

(3) 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

(4) 代表者の印鑑証明書(法務局に届け出た印鑑の証明書)

(5) 国税の納税証明書「その3の3」直近分。「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明)

(6) 市税の納税証明書(川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ)

ア 法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書(未納がないもの)をそれぞれ1部提出してください。

イ 固定資産税・都市計画税

令和6年度、令和7年度の納税証明書(未納がないもの)をそれぞれ1部提出してください。

(7) 財務諸表の写し

申し込み時点で終了している事業年度のうち直近2事業年度分の損益計算書、貸借対照表を提出してください。

(8) 委任状・使用印鑑届

印鑑登録印(代表者印)の代わりに支店長印等を使用して契約手続きを行う場合は、提出してください。

* 必要に応じて、上記以外の書類提出を求められることがあります。その場合は、川崎市(上下水道局)の指示に基づき、必要書類を提出してください。

* 証明書はいずれも原本とし、発行後3箇月以内のものとしします。

* 一般競争入札参加申込み時に提出する書類に記載された個人情報は、必要に応じて神奈川県警察本部に照会する場合があります。

* 提出していただいた書類は返却いたしません。

6 一般競争入札参加申込方法等

本入札に参加を希望される方は、一般競争入札参加の申込みを行わなければなりません。また、申込みにあたっては、この入札説明書を熟読し、契約の条件、現地の状況及び利用制限等を御自身で確認の上、お申込みください。

(1) 申込方法

次の受付場所及び受付期間に直接書類を持参し、提出してください。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送などによる受付は行っておりませんので御注意ください。

(2) 受付場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市上下水道局総務部管財課（川崎市役所南庁舎10階）

電話 044-200-3113（直通）

(3) 受付期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月23日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した方には、令和8年7月14日（火）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、6（2）の場所にて一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、一般競争入札参加資格確認通知書において「有」と認めた方に入札保証金の納入通知書を交付します。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加するためには、事前に入札保証金を納付していただく必要があります。入札保証金は指定の納入通知書にて令和8年8月3日（月）までに納付してください。各物件の入札保証金は、次のとおりです。

物件 III	10,000円
--------	---------

- (2) 入札受付時に、入札保証金返還請求書（入札説明書34ページを複写して使用してください。）を提出していただきますので、必要事項を記載し、記名押印の上、必ず御持参ください。
- (3) 落札されなかった方が納付した入札保証金については、後日返還いたします。返還の手続きは、入札保証金返還請求書の入札保証金返還欄に記載された金融機関への口座振込みにより返還いたします。ただし、返還する入札保証金には利息を付しません。また、一部取扱いできない金融機関がありますので、確認の際はお問い合わせください。

なお、返還までに2週間以上かかる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

- (4) 落札者が納付した入札保証金については、契約保証金の一部に充当いたします。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた方が、開札前に公告に定める資格要件を満たさなくなったり又は一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたときは、この入札に参加することができません。

10 入札及び開札の日時、場所

入札及び開札の日時、場所は次のとおりです。

(1) 日時 令和8年8月4日(火) 午前10時 入札開始

(2) 場所 〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所南庁舎10階サービス推進部会議室

- * 受付は、令和8年8月4日(火)午前9時30分から午前10時まで行います。
- * 入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、受付終了5分前までに入室をお願いします。
- * 車での御来場は、御遠慮ください。
- * 入札参加者以外は入札(開札)会場への入室はできませんので、御了承ください。また、会場スペースの関係上、入室は各社2名までとさせていただきます。

11 入札手続等

(1) 入札時に持参する書類

ア 入札受付時に確認する書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認通知書

一般競争入札参加資格確認通知書を確認できない場合は、入札に参加することができませんので、十分御注意ください。

(イ) 入札保証金の納入通知書兼領収書の原本(領収印が押されているもの)

入札保証金の納期限内の納付を確認できない場合は、入札に参加することができませんので、十分御注意ください。

イ 入札受付時に提出する書類

(ア) 入札保証金返還請求書

入札保証金の納入通知書兼領収書(領収印が押されているもの)の写しを必ず添付してください(写しはA4判で作成してください)。

(イ) 一般競争入札(当日来庁される方)に関する委任状(本入札説明書35ページ)

代理人の方が入札される場合は、委任状が必要となりますので、必要事項を記載し、記名押印の上、提出してください。

ウ 入札に使用する書類

(ア) 入札書(入札説明書36ページを複写して使用してください。)

(イ) 封筒(入札の際に入札書を封入できる大きさのもの)

(2) 入札方法

- ア 入札書の持参以外の方法による入札は認めません。
- イ 入札書に記載する入札金額（税抜き額）は、貸付期間中の貸付金額の総額（税抜き額）を記載してください。
- ウ 入札金額の前に必ず「¥」マークを記載してください。
- エ 入札参加者は、所定の入札書（入札説明書36ページを複写して使用してください。）に必要事項を記載し、記名押印の上、入札時に入札箱に投函してください。
- オ 代理人の方が入札される場合は、一般競争入札（当日来庁される方）に関する委任状（入札説明書35ページを複写して使用してください。）が必要となりますので、必要事項を記載し、記名押印の上、入札受付時に提出してください。
- カ 投函した入札書及び委任状の書換え、引換え、撤回はできませんので十分御注意ください。

(3) 落札者の決定方法

1 (5)に記載する最低貸付料以上の入札価格のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

また、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。落札者となるべき同価の入札をした者は、「くじ」を辞退することはできません。

(4) 入札の無効

一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び上下水道事業管理者が定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得（第2条及び第16条を除く。）で無効と定める入札は無効とします。

1.2 契約手続等

(1) 契約の締結期限

ア 落札者は、令和8年9月15日（火）までに川崎市（上下水道局）と上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。

なお、契約書（案）は入札説明書の18ページから28ページまでのとおりです。

また、契約は総価（貸付料総額）で行い、本契約書に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人（落札者）の負担となります。

* 締結期限までに本件契約を締結しない場合は、川崎市上下水道局契約規程第2条に基づき、最長3年間、一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

イ 落札者には、入札実施後7日以内に一時貸付物件の自動販売機設置箇所の契約金額の内訳を記載したもの（以下「契約金額内訳書」という。）を提出していただきます。

なお、契約金額内訳書は契約書の一部となります。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、本件契約の締結までに契約保証金として、契約金額（貸付期間中の貸付料総額）の10分の1以上（円未満切り上げ）の額を納付していただきます。

なお、入札にあたって納付された入札保証金を契約保証金の一部に充当しますので、差

額分を納付していただきます。

イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、一時貸付物件の原状回復を確認後、借受人の請求に基づき利息を付さずに返還します。ただし、借受人が設置した工作物に係る一切の権利及び原状回復義務を次の貸付期間における新たな借受人に引継いだことを川崎市（上下水道局）が確認したときは、一時貸付物件の原状回復を行ったものとみなし、借受人の請求に基づき利息を付さずに契約保証金を返還します。

ウ 借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市（上下水道局）は本件契約を解除し、地方自治法第234条の2第2項の規定により、納付された契約保証金は川崎市（上下水道局）に帰属することになります。

エ 借受人（落札者）の申し入れにより本件契約が解除されたときも同様に、納付された契約保証金は川崎市（上下水道局）に帰属することになります。

（3）入札保証金の帰属

落札者が（1）イの期限までに本件契約を締結しない場合、入札保証金は川崎市（上下水道局）に帰属することになりますので十分御注意ください。

（4）契約の変更・解除

ア 川崎市（上下水道局）は、上下水道局用地（自動販売機設置）貸付契約書（案）第24条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除します。この場合、借受人は、川崎市（上下水道局）が契約を解除した当該年度及びその次の年度に実施する自動販売機設置業者一時貸付の一般競争入札に参加できないものとします。

イ 川崎市（上下水道局）は、貸付期間中に一時貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、設置された自動販売機等の移設又は撤去を指示することがあります。この場合、契約を継続できるときは 契約内容を変更し、継続できないときは契約の全部又は一部を解除します。

なお、解除することとなった場合は、撤去した自動販売機に係る既納の貸付料のうち、川崎市（上下水道局）が貸付物件の返還を受けた日の翌日以降の分を返還します。契約保証金については全ての契約期間の満了後、貸付物件の原状回復を確認してから、借受人の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受人は、やむを得ない事情がある場合、川崎市（上下水道局）に対して、理由を付した書面により本件契約の解除を申し入れすることができます。当該申し入れは、貸付期間の開始日から起算して1年6か月を経過する日以降の月末日を解除日として、当該解除日の9か月前までに行わなければなりません。なお、本件契約の一部の解除を申し入れすることはできません。

この場合、借受人は、解除を申し入れた当該年度及びその次の年度に川崎市（上下水道局）が実施する自動販売機設置業者一時貸付の一般競争入札に参加できないものとします。

1.3 貸付金額の納入期限日等

一時貸付物件における各年度の貸付金額は、次の表のとおりです。各年度の貸付金額は、次の表に記載する納期限までに、川崎市（上下水道局）が発行する納入通知書によって納付しなければなりません。ただし、納期限が取扱金融機関の休日にあたるときは、次の営業日

とします。

なお、各年度の貸付金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額の全てを最初の納期限に係る貸付金額に合算するものとします。

期 間		貸付金額（納付する金額）	納期限
令和8年度	令和8年10月 1日から 令和9年 3月31日まで	契約金額÷60箇月×6箇月	令和8年10月31日
令和9年度	令和9年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで	契約金額÷60箇月×12箇月	令和9年 4月30日
令和10年度	令和10年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで	契約金額÷60箇月×12箇月	令和10年 4月30日
令和11年度	令和11年 4月 1日から 令和12年 3月31日まで	契約金額÷60箇月×12箇月	令和11年 4月30日
令和12年度	令和12年 4月 1日から 令和13年3月31日まで	契約金額÷60箇月×12箇月	令和12年 4月30日
令和13年度	令和13年4月 1日から 令和13年9月30日まで	契約金額÷60箇月×6箇月	令和13年 4月30日

14 自動販売機に係る電気料金相当額の負担

自動販売機1台に係る電気を川崎市（上下水道局）の施設から受電する場合の電気料金相当額（以下「電気料金相当額」という。）は、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 電気料金相当額は、設置する自動販売機の年間消費電力量に応じて定額制とし、川崎市（上下水道局）が定めた表により自動販売機1台ごとに算定する額を、川崎市（上下水道局）が当該年度末に発行する納入通知書により、その指定する日までに納入していただきます。なお、適用する年間消費電力量は貸付期間中の当該月1日時点に設置している自動販売機の年間消費電力量によるものとします。

契約初年度（令和8年度）に適用する表は次のとおりです。

年間消費電力量 (kwh)	月額 (うち消費税相当額) (円)	年額 (うち消費税相当額) (円)
1以上 100まで	900 (81)	10,800 (981)
101以上 200まで	1,300 (118)	15,600 (1,418)

201 以上 300 まで	1,700 (154)	20,400 (1,854)
301 以上 400 まで	2,100 (190)	25,200 (2,290)
401 以上 500 まで	2,500 (227)	30,000 (2,727)
501 以上 600 まで	2,900 (263)	34,800 (3,163)
601 以上 700 まで	3,300 (300)	39,600 (3,600)
701 以上 800 まで	3,700 (336)	44,400 (4,036)
801 以上 900 まで	4,100 (372)	49,200 (4,472)
901 以上 1000 まで	4,500 (409)	54,000 (4,909)

ア この表は、電力会社の電気料金表の改定等により毎年見直しを行います。

イ 貸付期間に1月に満たない期間が発生した場合においても、日割計算は行いません。

ウ 故障等により自動販売機を交換する場合、適用する年間消費電力量を見直します。

エ 各年度における貸付期間が1年（12箇月）の場合は表上の「年額」を、1年（12箇月）に満たない場合は表上の「月額」に貸付期間の月数を乗ずるものとします。

(2) 各年度における電気料金相当額（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、当該年度末に川崎市（上下水道局）が発行する納入通知書によって指定する日（指定する日が取扱金融機関の休日にあたるときは次の営業日）までに一括して納付していただきます。

(3) 自動販売機に係る消費電力量を把握するため、子メーターを設置していただきます。ただし、借受人が自動販売機に係る電気について電力会社と需給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除きます。

15 その他

(1) 事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。

(2) この入札説明書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 設置箇所の詳細については、「自動販売機設置一覧（別紙1）」を参考にしてください。

(4) この入札説明書に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

川崎市上下水道局総務部管財課（川崎市役所南庁舎10階）

電話 044-200-3113（直通）

（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

関係法令等

地方自治法（抄）

（行政財産の管理及び処分）

- 第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

（ 省 略 ）

（4）行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- （1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - （4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - （6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - （7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を

契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方公営企業法施行令（抄）

（地方公営企業の用に供する行政財産である土地の貸付け）

第26条の5 地方公営企業の用に供する行政財産である土地は、地方自治法第238条の4第2項から第5項までの規定によるほか、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体、地方自治法施行令第169条の2各号に掲げる者、一般社団法人及び一般財団法人、株式会社並びに総務大臣が指定する法人に対し、当該土地の用途として適切と認められる建物又は施設の用に供させるため、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合に限り、これを貸し付けることができる。この場合においては、地方自治法第238条の5第4項及び第5項の規定を準用する。

川崎市上下水道局契約規程（抄）

（一般競争入札参加者の制限）

第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についてもまた同様とする。

2 前項の規定は、落札し、契約の締結をしない者にも適用があるものとする。

川崎市上下水道局競争入札参加者心得（抄）

（趣旨）

第1条 川崎市上下水道局（以下「局」という。）において行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項については、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札）

第3条 入札参加者は、川崎市上下水道局契約規程で定める入札書に必要な事項を記載し、記名押印（押印はあらかじめ使用印鑑として川崎市に届け出た印鑑による。）又は押印制度のない国においては署名（川崎市に届け出た代表者本人の自署による。）の上、入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して、所定の日時及び場所へ提出しなければならない。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとする。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとする。

3 郵便による入札は、これを認めない。ただし、管理者が公告等により、特に認める場合は、この限りでない。

（代理人による入札）

第4条 代理人をもって入札する場合は、入札前に委任状の提出をしなければならない。この場合において、代理人が入札するときは記名押印又は押印制度のない国においては署名しなければならない。

(入札秩序の維持)

第5条 管理者は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれのあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

(提出した入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札した者
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者
- (3) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書
- (4) 同一入札について、2通以上の入札をした者
- (5) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者
- (6) 入札者の記名押印のない、又は押印制度のない国においては署名のない入札書
- (7) 入札書中その要領が不明確なもの
- (8) 入札に関し不正の行為があった者
- (9) 再度入札以降、前回の最低価格以上（売却の場合にあっては最高価格以下）の価格で入札した者
- (10) 最低制限価格が設定されている場合に、その価格に満たない価格で入札した者
- (11) 予定価格が事前公表されている場合に、その価格を超える価格で入札した者
- (12) 積算内訳書の提出を求めている入札において、その提出が確認できない者
- (13) 入札参加者に設計書等の購入を求めている入札において、その購入が確認できない者
- (14) 指定した以外の方法により入札をした者

(再度入札)

第8条 再度入札の回数は、原則として1回とする。

2 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者とする。ただし、その前回の入札が前条の規定により無効とされた者及び調査基準価格が設定されている場合に、調査基準価格を下回る価格で入札し、調査の結果、落札できなかった者を除くものとする。

(落札者の決定)

第9条 落札者が決定したときは、適宜の方法によりその旨を落札者に通知する。

(落札者の手続)

第10条 落札者は、前条の通知を受けた日から5日以内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。ただし、管理者が必要と認めるときは、5日を超えて指定することができる。

(入札保証金の没収)

第11条 入札保証金は、落札者が落札の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しないときは、局に帰属するものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、5日を超えて指定する

ことができる。

(設計書等の取扱い)

第12条 設計書、仕様書、図面等は、見積り又は業務実施以外の目的に使用してはならない。

2 局が貸与した設計書、仕様書、図面等は、入札の際に返却しなければならない。

(公正な入札の確保)

第13条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札思想についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取り止め等)

第14条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の辞退等)

第15条 指名競争入札又は一般競争入札への参加確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退し、又は参加を取りやめることができる。この場合において、管理者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしない。

2 入札を辞退し、又は参加を取りやめるときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行の前であつては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届等を入札を執行する者に直接提出して行う。

(電子入札)

第16条 競争入札の手続については、この心得の規定にかかわらず、管理者が別に定める方法による電子入札（局の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機を電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。）により行うことができる。

2 前項の規定により行われた入札は、局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに局に到達したものとみなす。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

(再発防止処分)

第8条

(省 略)

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

(1) いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

川崎市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- （4）暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- （5）暴力団経営支配法人等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（市の契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人等にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例（抄）

（契約の締結における事業者の責務）

第22条 事業者は、その事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあると思料するときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業に関して書面による契約を締結するときは、その契約書に、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。ただし、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがないことが明らかなきときは、この限りでない。

3 事業者は、前項の規定により契約書においてその契約を解除することができる旨を定めた場合において、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは、当該契約の定めに従い、当該契約を解除するよう努めるものとする。

（利益供与等の禁止）

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営

支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
 - (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- 2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
 - (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
 - (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
 - (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
 - (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
 - (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（抄）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、飲料容器等の散乱を防止するための市民等に対する意識の啓発及び飲料容器等の回収容器等の設置に努めるとともに、市が行う施策に協力しなければならない。

収 入
印 紙

上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付契約書（案）

貸付人川崎市を甲（以下「甲」という。）、借受人_____を乙（以下「乙」という。）とし、甲乙の間において、次の条項により上下水道局用地（自動販売機設置）の一時貸付契約を締結する。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

（契約の目的）

第1条 甲は、次条に掲げる一時貸付物件を第4条に掲げる貸付期間中、乙に貸し付けるものとし、乙は、甲から借り受けた物件において清涼飲料水の自動販売機の設置、清涼飲料水の販売、空き容器回収ボックスの設置等（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を継続して行うものとする。

（一時貸付物件）

第2条 一時貸付物件は、貸付所在地一覧のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約日から令和13年9月30日までとする。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

（工作物の設置等）

第5条 乙は、自動販売機設置運営事業の用に供するために必要な限度において、一時貸付物件に工作物を設置することができる。この場合において、乙は、工作物を設置する前に甲と協議し、承認を受けなければならない。

（甲所有物の移設等）

第6条 乙は、自動販売機設置運営事業の用に供するために必要な限度において、一時貸付物件に設置されている甲所有の固定資産を移設、改良又は撤去（以下、「移設等」という。）することができる。この場合において、乙は、移設等を行う前に甲と協議し、承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、甲は、移設又は撤去した固定資産の機能を代替するための工作物について、乙に設置を指示することができる。

3 乙が甲所有の固定資産の移設等を実施したとき又は前項の規定により乙が工作物を新たに設置したときは、その移設等又は設置に係る費用は乙が負担し、改良した固定資産又は設置した工作物の所有権は甲に帰属する。

(遵守事項)

第7条 乙は、次の各号を遵守して一時貸付物件を使用しなければならない。

(1) 乙は、自動販売機に係る次の内容を記載した設置計画書を甲に提出しなければならない。

ア 自動販売機及び空き容器回収ボックスの設置位置、形式、外形寸法等

イ 設置する自動販売機の年間消費電力量

ウ 電気設備工事等を必要とする場合の施工内容及び施工日程

(2) 自動販売機の設置は、前号の設置計画書に基づき実施するものとし、止むを得ない場合を除き、甲の立会いの下に実施しなければならない。ただし、貸付期間の初日が川崎市の閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条で定められた祝日及び12月29日から翌1月3日をいう。以下同じ。）に当たる場合、甲が指定する箇所においては、閉庁日でない日に実施するものとする。

なお、設置後の自動販売機について甲が修正を指示した場合は、乙はその指示に従わなければならない。

(3) 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止対策等を行い、利用者及び近隣住民の安全並びに周辺環境の保全に十分配慮すること。

(4) 空き容器回収ボックスを一時貸付物件の各箇所に設置し、ビン、缶、ペットボトル等の分別回収及び適正処分を行うこと。なお、空き容器回収ボックスの設置にあたっては、自動販売機等に固定するなど、防風対策等を行わなければならない。また、空き容器回収ボックスの蓋についても同様とする。

(5) 設置する自動販売機の前面には、別紙の自動販売機設置一覧に記載する管理番号を表示すること。

(6) 自動販売機は、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種（年間消費電力量（カタログ値）1,131kWh/年未満のものに限る。）とすること。なお、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

(7) 災害時に無電状態で自動販売機内の飲料を無料で提供できる機種（以下「災害対応機」という。）を甲が指定する箇所に設置すること。

(8) 甲の所在地を管轄する行政区域にて地震・水害等の災害が発生もしくは発生する恐れがある場合において、甲の所在地を管轄する行政区域に、災害対策基本法等、国または地方公共団体が定める法令に基づき災害対策本部が設置された場合、甲は乙に対し次号の協力を要請できるものとする。

(9) 乙は甲に対し、甲から前号の要請を受けた時点における、災害対応機の機内在庫商品に限り、無償提供するものとする。

(10) 災害対応機の開錠方法及び鍵の管理等については、甲に鍵等を2本預けるものと

する。

- (11) 空き容器等の散乱が発生しないよう一時貸付物件の箇所ごとに回収頻度を調整し、自動販売機周辺の環境維持に努めるものとする。
- (12) 一時貸付物件周囲については、乙が責任を持って除草等の維持管理に努めること。ただし、除草剤等の薬品は使用してはならない。
- (13) 自動販売機設置運営事業に伴う工事費、維持管理費等一切の費用は、乙が負担すること。
- (14) 甲の施設内に自動販売機を設置する場合の受電については、施設内の直近の分電盤から受電するための工事を乙の費用負担により行うこと。
- (15) 前号の場合以外の自動販売機の設置については、乙が電力会社と需給契約を締結し、使用すること。

なお、隣接する他の一時貸付物件において、他の事業者が自動販売機設置運営事業を実施している場合の電気工事については、別途調整を行うこと。

- (16) 自動販売機の販売品の補充及び維持管理については乙が行い、販売商品に係る関係法令を遵守し、衛生管理等の対策を徹底しなければならない。
- (17) 自動販売機の販売品の売価は、乙が定めること。
- (18) 設置する自動販売機については、川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）、川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（平成7年川崎市条例第11号）その他の関係法令に従うこと。
- (19) 乙は、上下水道施設の衛生保持及び安全確保に関する甲の指示に必ず従うこと。
- (20) 自販機自主ガイドライン（清涼飲料自販機協議会・令和7年11月改訂）に記載する基準の背景と目的を遵守すること。
- (21) その他関係法令等に定めがある場合は、その定めに従うこと。

（契約金額の納付方法）

第8条 契約金額は、金 〇〇〇〇〇〇〇 円に消費税及び地方消費税を加えた 金 〇〇〇〇〇〇〇 円とする。

2 乙は、契約金額を貸付期間の各年度に分割して納付するものとし、各年度の貸付金額及び納入期限日は次表のとおりとする。

年度	貸付期間	貸付金額	納入期限
令和8年度	令和8年10月1日から 令和9年3月31日まで	契約金額÷ 〇〇 箇月 × 6 箇月	令和8年10月31日
令和9年度	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで	契約金額÷ 〇〇 箇月 × 12 箇月	令和9年4月30日
令和10年度	令和10年4月1日から 令和11年3月31日まで	契約金額÷ 〇〇 箇月 × 12 箇月	令和10年4月30日

令和11年度	令和11年 4月 1日から 令和12年 3月31日まで	契約金額÷ 箇月 × 12箇月	令和11年4月30日
令和12年度	令和12年 4月 1日から 令和13年 3月31日まで	契約金額÷ 箇月 × 12箇月	令和12年4月30日
令和13年度	令和13年 4月 1日から 令和13年 9月30日まで	契約金額÷ 箇月 × 6箇月	令和13年4月30日
契約金額	円		

- 3 乙は、前項の貸付金額を甲が発行する納入通知書により納付しなければならない。
ただし、納入期限日が取扱金融機関の休日に当たるときは、その翌日とする。
- 4 貸付金額の箇所ごとの内訳は、契約金額内訳書（一時貸付物件の各箇所に関する契約金額の内訳を記載したもの）のとおりとする。
- 5 各年度の貸付金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額の全てを最初の納期に係る貸付金額に合算する。

（契約金額の改定）

第9条 甲は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認めるときは、乙に対して契約金額の増額を請求することができる。

- 2 甲が前項の規定に基づき乙に対して契約金額の増額を請求したときは、甲乙協議の上、その額を決定する。

（自動販売機に係る電気料金相当額の負担）

第10条 乙が自動販売機に係る電気を甲の施設から受電する場合の電気料金相当額（以下「電気料金相当額」という。）は、設置する自動販売機の年間消費電力量（JIS B 8561に基づき算定されたもの。以下、本条において同じ。）に応じて定額制とし、甲が別途貸付期間中に毎年度定める料金表（以下、「電気料金表」という。）に基づいて、その月額を決定する。

- 2 前項に規定する電気料金相当額（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、貸付期間の各年度末に当該年度分を一括して甲に納付するものとし、当該年度末に甲が発行する納入通知書によって指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに納付しなければならない。
- 3 甲は、正当な理由があると認めるときは、年度の途中であっても電気料金表を改定することができる。
- 4 乙が故障等により自動販売機を交換する場合は、変更後の自動販売機の年間消費電力量に応じて電気料金表を適用するものとする。
- 5 乙は、自動販売機1台ごとの消費電力量の実績を甲が把握するため、子メーターを設置しなければならない。ただし、乙が自動販売機に係る電気について電力会社と供

給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。

(遅延損害金)

第11条 乙は、各年度の貸付金額及び電気料金相当額を納期限までに支払わないときは、当該納入期限日の翌日からその納付の日までの日数に応じ年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

(充当の順位)

第12条 甲は、乙が納付した金額が、その納付した時点において弁済期が到来している契約保証金、違約金、各年度の貸付金額及び遅延損害金の合計額に満たないときは、遅延損害金、契約保証金、違約金、電気料金相当額、各年度の貸付金額の順で充当する。

(契約保証金)

第13条 乙は、本件契約の締結と同時に、契約保証金として契約金額の10分の1(円未満切上げ)に相当する額、金 円を甲の発行する納入通知書により、甲に納付しなければならない。

2 納付済の入札保証金は、前項の契約保証金の一部として充当する。

3 契約期間において、第9条の規定に基づき契約金額が増額された場合は、契約保証金は契約金額の増額の割合と同様の割合で、契約金額増額の日から増額されるものとし、乙は増額後の契約保証金(円未満切上げ)と従前の契約保証金との差額を、増額日から30日以内に甲が発行する納入通知書により、甲に納付しなければならない。

4 甲は、本件契約終了後、乙が第27条に定める義務を履行したことを確認したときは、乙の請求により、遅滞なく契約保証金を乙に返還する。ただし、第28条の規定に基づき、乙が設置した工作物の一切の権利及び原状回復義務を次の貸付期間における新たな借受人に引継いだことを書面にて確認したとき、甲は乙が第27条に定める義務を履行したものとみなす。

5 契約保証金を返還する場合、契約保証金に利息は付さないものとする。

6 甲が第24条第1項の規定に基づき本件契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

7 乙は、前項の規定により、甲に本件契約を解除され、契約保証金が甲に帰属したことに対して、一切の異議申立て等を行うことができない。

8 甲が第25条第1項の規定に基づき本件契約を解除したときは、乙は甲に、契約保証金の返還を求めることができる。

9 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

(一時貸付物件の引渡し等)

第14条 甲は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第15条 乙は、本件契約締結後、一時貸付物件が種類、品質又は、数量に関して、契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、一時貸付物件の修補、代替物の貸付け若しくは不足分の貸付けによる履行の追完請求又は、契約解除をすることができないものとする。

(禁止事項)

第16条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一時貸付物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（以下「風俗営業等」という。）の建物敷地の用途に供すること又は第三者に風俗営業等をさせることのほか、自動販売機設置運営事業の用途（以下「指定用途」という。）以外の用途に供すること。
- (2) 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産を管理する者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。
- (3) 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (5) 自動販売機の販売品に、酒類又はその類似品を入れること。

(保全義務等)

第17条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 乙は、前項の注意を怠る等その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責めを果した場合には、甲は乙に求償することができる。
- 3 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設を管理する者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
- 4 乙は、第1項の規定に従い一時貸付物件を使用し、土壌の汚染等により、原状回復が困難となるような使用をしてはならない。
- 5 甲は、一時貸付物件の安全管理及び衛生保全上必要があると認めるときは、乙に対し一時貸付物件の使用方法等について指示を与えるものとし、乙はその指示に従わなければならない。
- 6 乙は、一時貸付物件及びその周辺の上下水道局用地等で上下水道施設等に異常を発見したときは、直ちに甲に連絡するものとする。

(滅失又はき損の通知)

第18条 乙は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合には、直ち

に甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等に対する原状回復)

第19条 乙は、その責に帰する事由により一時貸付物件を滅失し、又はき損した場合において甲が請求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(修繕義務等)

第20条 甲は、一時貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該一時貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、全て乙の負担とする。

2 一時貸付物件の滅失若しくはき損又は一時貸付物件の修繕等の実施により、乙が一時貸付物件を使用できない場合が生じても、甲は、乙が既に納付した貸付金額を返還しないものとする。

(資料等の提出)

第21条 甲は、債権の保全上必要があると認めるとき、又は一時貸付物件を第三者に転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、その参考となるべき資料の提出又は報告を乙に求めることができる。

2 甲は、必要に応じて売上実績（販売本数及び売上金額等をいう。）の報告を乙に求めることができる。

3 乙は、甲から前2項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(違約金)

第22条 乙は、貸付期間中に、第1条、第7条、第16条又は前条に定める義務に違反したときは、契約金額の100分の30に相当する額（円未満切捨て）を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第24条第2項又は第29条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除、中止、変更等)

第23条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、契約の解除、履行の中止又は契約変更を行うことができる。

2 前項の規定により、乙が損失を受けたときは、補償について甲乙間の協議の上、決定するものとする。

3 契約内容に変更があったときは、甲乙間で速やかに変更契約を締結しなければならない。ただし、変更の内容が軽易なものについては、この限りでない。

(契約の解除)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

(1) 貸付金額をその納期限後3箇月以上経過してもなお納めないとき。

- (2) 第16条に定める禁止事項に違反したとき。
- (3) 本件契約に定める義務を履行しないとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第4号及び第5号の規定に該当したとき。
- (5) 乙の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
- (6) 破産、会社更生、民事再生、清算、特別清算その他倒産法制上の手続について、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。
- (7) 乙の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (8) 破産手続開始の決定を受け、又は所在不明となったとき。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体であるとき。
- (10) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条各号（第4号を除く。）に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (11) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき及び警察当局から排除要請がある者であるとき。
- (12) その他本件契約の条件又は法令の規定に違反したとき。

2 甲が、前項の規定に基づいて本件契約を解除（以下、「解除権を行使」という。）したときは、乙は、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定に基づく解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用及び既納の貸付金額は返還しない。

4 甲は、第1項の規定に基づく解除権を行使したときは、乙の納付した違約金及び一時貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

5 乙は、甲が第1項の規定に基づく解除権を行使したことに伴い発生した損失について、甲にその補償を請求することはできない。

（甲の事由による契約の解除）

第25条 甲は、貸付期間中に公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除する場合は、解除日の9か月前までに乙に通知する。

3 甲は、第1項の規定により本件契約の全部又は一部を解除したときは、第8条第4項に定める各箇所の貸付金額に基づき、一時貸付物件の返還を受けた日の翌日以降分の既納の貸付金額を乙に返還するものとする。

4 乙は、第1項の規定により甲が本件契約を解除した場合において、乙に損害（撤去

にかかる費用を除く。)が生じるときは、甲にその賠償を請求できるものとする。

5 甲は、第1項の規定により本件契約の全部を解除したときは、第13条第4項及び第5項の規定に基づき、契約保証金を返還する。なお、第1項の規定により本件契約の一部を解除したときは、本件契約の終了後、第13条第4項及び第5項の規定に基づき、契約保証金を返還する。

(乙の事由による解除の申し入れ)

第26条 乙は、やむを得ない事情がある場合は、甲に対して、理由を付した書面により本件契約の解除を申し入れすることができる。ただし、本件契約の一部の解除を申し入れすることはできない。

2 前項の解除の申し入れは、貸付期間の開始日から起算して1年6か月を経過する日以降の月末日を解除日として、当該解除日の9か月前までに行わなければならない。

3 第1項の規定により本件契約の解除を申し入れた場合、乙は、解除を申し入れた当該年度及びその次の年度に甲が実施する自動販売機設置業者一時貸付の一般競争入札に参加できないこととする。

(一時貸付物件の返還等)

第27条 乙は、本件契約の終了時において、一時貸付物件を原状回復して、次の各号に示す期日までに甲に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、乙が引き続き当該一時貸付物件を使用することが明らかになったときは、甲の承認をもって、当該一時貸付物件の原状回復を要しないものとする。

なお、原状回復とは、上下水道局用地(自動販売機設置)の外周フェンス復旧及び指定用途に係る工作物の撤去等をいう。

(1) 貸付期間の満了による場合には、貸付期間の満了日

(2) 第23条、第24条及び第25条の規定により甲が本件契約を解除した場合にあっては、甲の指定する期日

(3) 前条の規定により本件契約が解除された場合にあっては、前条第2項の解除日

2 前項の返還は、甲の立会いの上で行うものとする。ただし、甲が認めた場合はこの限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙が電気工事を行っている場合は、甲と協議の上、電気工事に関しては原状に回復することなく、一時貸付物件を甲に返還することができる。

4 甲は、乙が第1項に規定する義務を履行しないときは、甲においてこれを執行し、乙はその費用を甲に支払わなければならない。

(原状回復義務の引継ぎ)

第28条 甲が本件契約期間開始前から当該一時貸付物件を自動販売機設置運営事業のために貸付けている場合において、甲、乙及び前の貸付期間における借受人(「以下、前借受人」という。)が協議の上、合意したときは、乙は、当該一時貸付物件に

前借受人が設置した工作物（甲が所有する固定資産を除く。）を受け継ぐことができる。この場合において、乙は、前借受人が設置した工作物に係る一切の権利及び原状回復義務も受け継がなければならない。

- 2 甲が本件契約終了後も当該一時貸付物件を自動販売機設置運営事業のために貸付ける場合において、甲、乙及び次の貸付期間における新たな借受人が協議の上、合意したときは、前項の規定に基づき乙が前借受人から受け継いだ工作物及び当該一時貸付物件に乙が設置した工作物（甲が所有する固定資産を除く。）につき原状回復義務を免れることができる。この場合において、それらの工作物に係る一切の権利及び原状回復義務を新たな借受人に引き継がなければならない。

（損害賠償）

第29条 乙は、その責に帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合は、第19条に定める原状回復費用とは別に、当該滅失又はき損による損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、甲が第24条第1項の規定に基づく解除権を行使したことに伴い、第13条第6項の規定により甲の帰属とする契約保証金の額を超えて甲に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第30条 乙は、本件契約の終了時において、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（不当介入の排除）

第31条 乙は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅延なく甲に報告するとともに、所管の警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

（契約の費用）

第32条 本件契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（住所等の変更の届出）

第33条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

- （1）乙が所在地又は名称を変更したとき。
- （2）乙において合併、解散その他の変動があったとき。

（近隣住民等への配慮、苦情の対応）

第34条 乙は、第14条の規定による一時貸付物件の引渡しを受けた以後においては、十分な注意を持って一時貸付物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないように配慮しなければならない。

- 2 乙は、一時貸付物件における自動販売機設置運営事業に伴うトラブル、第三者から

の苦情、その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、一切の責任を持って速やかに解決しなければならない。

(信義誠実の義務)

第35条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

(強制執行認諾)

第36条 乙は、本件契約による金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行を受け、
ても異議がないことを認諾する。

(裁判管轄)

第37条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判
所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第38条 本件契約に関し、疑義のあるとき又は定めのない事項については、川崎市上
下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程28号）その他日本国の法令による
ほか、甲乙協議の上、決定する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保
有する。

令和8年 月 日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
上下水道事業管理者 池之上 健一

乙 住所

貸付所在地(自動販売機設置)一覧(物件番号Ⅲ)

管理番号	貸付所在地	用地名称	備考	作業制限	税区分
Ⅲ-1	幸区 南加瀬4丁目40	加瀬水処理センター用地 (加瀬ふれあいの広場管理人棟前)	・災害対応機設置 ・石板 ・ごみ箱(トラッシュタイプ) ・自販機裏通抜け防止措置必要	無	課税
Ⅲ-2	麻生区 上麻生6丁目15	麻生水処理センター用地 (あさおふれあいの丘管理室横)	・災害対応機設置 ・石板 ・ごみ箱(トラッシュタイプ)	有	課税

※作業制限「有」の箇所は、月曜日(月曜日が祝日であればその翌日)の8:30~17:00に作業を制限する。

契約金額内訳書(物件番号Ⅲ)

上段:消費税額
中段:税抜き額
下段:非課税額

管理番号	税区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合 計
Ⅲ-1	課税							
Ⅲ-2	課税							
計								
年度別 合計								

一般競争入札参加申込書

上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付け

令和 年 月 日

（宛先）川崎市上下水道局事業管理者

申 込 者	〒 ー 電話 ()
所 在	
ふりがな	
法人名・ 代表者名	実印

「令和8年度一般競争入札による上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付けの入札説明書」に記載された内容を承知し、次の上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付けの一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、申込者（法人等にあつては当該法人等及びその役員等）は、本申込書及び本申込みに必要な書類の記載事項について、全て事実と相違ないこと及び川崎市暴力団排除条例第2条各号（第4号を除く。）に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、川崎市上下水道事業管理者が、本申込書を含む一般競争入札参加申込み時に提出する書類に記載された個人情報が必要に応じて神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

入札物件



- 1 申込者は、「令和8年度一般競争入札による上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付けの入札説明書」の「5 一般競争入札参加申込みに必要な書類」に記載された書類を提出する必要があります。
- 2 提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
- 3 入札及び開札の日時並びに場所
 - (1) 日時 令和8年8月4日（火）午前10時
 - (2) 場所 川崎市上下水道局サービス推進部会議室（川崎市役所南庁舎10階）
 - (3) 受付時間 午前9時30分から午前10時まで

神奈川県警察本部に照会することの同意書

川崎市上下水道事業管理者が、代表者又は役員に暴力団員（又は関係者）がいないことを確認するため、本書面に記載された全ての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。なお、性別に係る情報を求められた場合は、川崎市上下水道事業管理者へ情報提供することを誓約します。

法人名

代表者氏名

実印

（一般競争入札参加申込書に記載の申込書を記入してください。）

※入札参加申込時点で商業登記簿（履歴事項全部証明書）の役員に関する事項欄に記載の役員を全て記載してください。

1	役職名	フリガナ 氏名	生年月日
		大・昭・平 年 月 日
	住所		
2	役職名	フリガナ 氏名	生年月日
		大・昭・平 年 月 日
	住所		
3	役職名	フリガナ 氏名	生年月日
		大・昭・平 年 月 日
	住所		
4	役職名	フリガナ 氏名	生年月日
		大・昭・平 年 月 日
	住所		

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

委任状

私は、次の者を代理人として定め、「令和8年度一般競争入札による上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付けの入札説明書」に記載された全ての内容を承知し、当該貸付けに係る次の事項に関する権限を委任します。

- ・ 入札に関すること。
- ・ 契約締結に関すること。
- ・ 復代理人の選任に関すること。
- ・ その他契約履行に関する一切のこと。

委任者（代表者）

住所又は所在地

〒

商号又は名称

代表者職氏名

受任者

住所又は所在地

〒

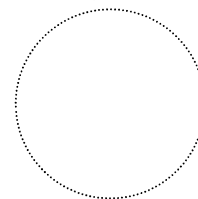
商号又は名称

代表者職氏名

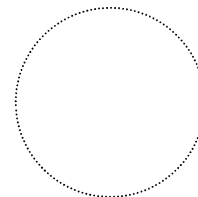
電話番号

() -

代表者印（印鑑登録印）



受任者使用印鑑



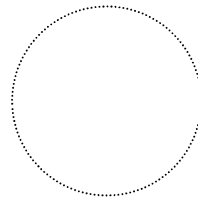
※ 受任者は、契約の締結等にふさわしい方（支店長等）にしてください。

使用印鑑届

右の印鑑を「令和8年度一般競争入札による上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付けの入札説明書」における一時貸付けに係る次の事項に関して使用する印鑑として届け出ます。

- ・ 入札に関すること。
- ・ 契約締結に関すること。
- ・ 復代理人の選任に関すること。
- ・ その他契約履行に関する一切のこと。

代表者印（印鑑登録印）



受任者（代理人）

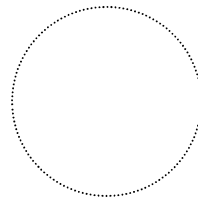
住所又は所在地

〒

商号又は名称

代表者職氏名

受任者使用印鑑



注1 使用印鑑にスタンプ印を使用することは御遠慮ください。

注2 「受任者使用印鑑」には全て同一印鑑を押印し、受任者名で届けてください。

入札保証金返還請求書

上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付け

令和 年 月 日

（宛先）川崎市上下水道局事業管理者

申込者	〒 — 電話 ()
所在	
ふりがな	
法人名・ 代表者名	実印

令和8年8月4日執行の上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付けにおける「物件番号Ⅲ」の入札保証金として、以下の金額を納付します。

入札保証金の金額			百万	¥	1	0	0	0	0	円
----------	--	--	----	---	---	---	---	---	---	---

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合は、既に提出した入札保証金を以下の返還先に振り込んでください。

金融機関名	銀行								支店
預金種別	普通								当座
口座番号									
ふりがな									
口座名義人 (請求人)									

- 1 入札参加申込者、入札者及び口座名義人（請求者）は、全て同一人にしてください。
- 2 入札保証金の金額は、納付金額を記載し、金額の前に必ず「¥」マークを記載してください。
- 3 提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
- 4 参加する入札物件番号及び入札保証金の金額を記載し、1物件につき1部提出してください。
提出日：令和8年8月4日（火）（入札当日）

一般競争入札(当日来庁される方)に関する委任状

上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付け

私は、次の者を代理人と定め、令和8年8月4日執行の上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付けの一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 (受任者)	住所又は 法人所在地	〒	—	電話	()
	ふりがな 氏名				

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道局事業管理者

申込者 (委任者)	法人所在地	〒	—	電話	()
	ふりがな 法人名・ 代表者名				

- ※1 提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
- 2 委任状に記載した代理人（受任者）の住所、氏名及び代理人（受任者）の印影は、入札書の代理人欄に記載、押印するものと同一にしてください。
- 3 令和8年8月4日（火）の入札当日に受付へ提出してください。

入札書

上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付け

令和 年 月 日

（宛先）川崎市上下水道局事業管理者

入札者
所 在

ふりがな
法人名・代表者名

実印

代理人
住 所

ふりがな
氏 名

印

「令和8年度一般競争入札による上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付けの入札説明書」に記載された内容を承知し、次のとおり入札します。

物件番号	III
------	-----

金 額		十億			百万		万	千			円
-----	--	----	--	--	----	--	---	---	--	--	---

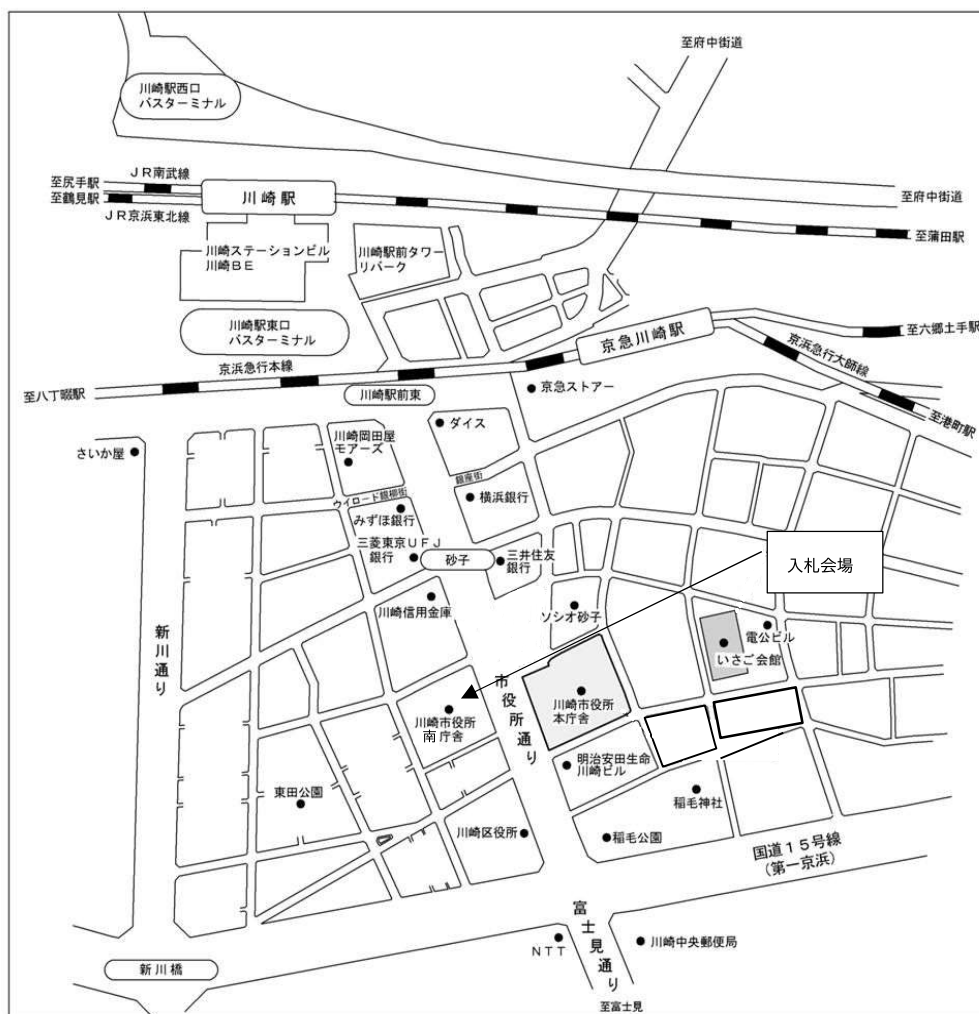
- ※1 代理人による入札の場合は、入札者の所在、法人名・代表者名の記載及び押印のほかに、代理人の住所（所在）、氏名の記載及び押印と委任状の提出が必要です。
なお、この場合の代理人の住所（所在）、氏名及び代理人の印影は、委任状に記載及び押印されたものと同一にしてください。
- 2 入札金額は、アラビア数字で明確に記入し、金額の頭書に「¥」を必ず記入してください。入札金額を書き損じた場合は、作成し直したものを提出してください。
- 3 提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
- 4 入札書は、入札参加者名及び一時貸付物件の物件番号を記載した封筒に封入してください。
- 5 入札金額は、貸付期間中の貸付金額の総額(税抜き額)を記載してください。

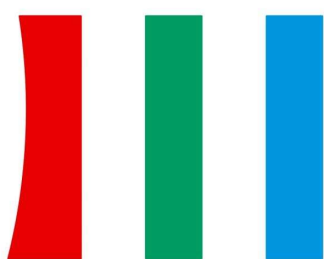
入札会場案内図

場 所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市市役所南庁舎10階
(川崎市上下水道局サービス推進部会議室)

連絡先 川崎市上下水道局総務部管財課
川崎市川崎区東田町5-4(川崎市役所南庁舎10階)
電 話 044-200-3113(直通)

※車でのお来場は、御遠慮ください。





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市